

Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.19

March, 2015

巻 頭 言

国民・住民投票の「利用法」について

山田 徹

この欄では、本来は研究・教育について日頃考えているところを披露するのが適切だろうが、いろいろな理由で持ち時間が少ないので、以下では最近の政治情勢などとも絡んだ雑感を述べることで責を果たすこととしたい。

さて、最近わが国の地方自治体では住民投票を行う事例が増えているようである。これには、自治体の財政状態の悪化などで新しい事業を起こすことが難しくなり、首長やあるいは住民の側が、住民の意思を問うことで事業の可否を決定したり、あるいは執行側の事業意図を改めて確認する目的がある。そして、これは住民投票の本来の制度趣旨に適った「適切な」利用法である。アメリカの州でも、保守派、リベラル派の死活をかけた住民投票がしばしば実施されている。

その対極にあるのが、国（住）民の熱狂や議会・反対派の抑止の中で、独裁者（あるいはそれに近い者）が投票を利用して自身の政治意図を実現しようとする場合である。古典的な例としては、ナポレオンⅠ、Ⅲ世の皇帝就任の際の投票やヒトラーの何回かにわたる重要政策実施の際の投票がある。ヨーロッパを震撼させたプーチン大統領の、クリミア編入のための住民投票も、この範疇に近いかもしれない。因みに、ヒトラーの悪例から、戦後の（西）ドイツでは国民投票は国レベルでは除外されたが、統一後は民主体制への再認識から、州レベルで（先ず

東州で）採用されるようになった。

民主的な体制の下では、上記の他にも勿論いろいろな使い方があり、例えば国内の少数派が自身の政策をアピールする場合に用いられることもある。スイスでは19世紀

から20世紀の初頭にかけて、カトリック派がよくこの手を用いた。最近の例では、スペインのカタルーニャ自治州で実施された、独立を目指す州内の住民投票があつて（違憲とされる）、州住民の意思が改めて示威された。

国（住）民投票の利用の仕方として最近やや目立つのは、政府が自身の政策を正当化するために投票を用いたが、それが裏目に出てしまう場合である。スコットランドの住民投票は同地の独立をめぐり、あわやというところまで行つたが、当初、否決結果が出ることを予想して投票を容認した国政リーダーの最終局面での懸命の説得などもあつて、独立は辛うじて回避された。記憶に残る最近の別の例を挙げると、EU憲法条約の承認のために国民投票を行つたフランスとオランダの事例で、為政者の思惑に反してこれが否決され、ヨーロッパ憲法の夢はあわくも消えてしまった。政治が激動期を迎えると、そのような事態はありうること



であって、今から考えると、この結果は最近のEUをめぐる状況を予示するものであった。

国（住）民投票の結果には「賞味期限」がある場合もあり、イタリアでは法律の全部または一部を停止するための国民投票（拘束力をもつ）で、停止が決まれば以後5年間は同じ法律を提出できない。1980年にスウェーデンで行われた国民投票（拘束力をもたない）では、同国の国民は2010年までの原発全廃の意思を表したが、その後のエネルギー事情の見通しの変更から、議会は2002年にこの目標を撤回した。

国（住）民投票自体についてではないが、最近では議会選挙が国（住）民投票的な性格をもつ例が見受けられるようになった。単一争点的選挙であった、小泉首相（当時）の「郵政選挙」や橋下大阪市長の昨年度の市長選挙はその典型的なものだが、今回の

衆議院選挙も安部首相への信認をめぐる国民投票的な性格をもつ選挙だった（あるいはそのように意図された）といえなくもない。それらの為政者は、選挙をその後の政治運営への一種の白紙委任とみる傾向があり、この議論は一概には否定できないが、為政者の意図次第ではやはり危うい面をもっている。

さて、わが国の国民投票をめぐる最大の（そして唯一の）問題は、いうまでもなく憲法改正を対象としたそれであるが、最終的に意図されている第9条改正への道筋はまだ定かではない。確かなことは、これが投票に付されるときは、改正に向けて相当に外堀が埋められている、ということである。なぜならば、この問題で改正に失敗すると、少なくとも相当の期間はこれを再度提起することは政治的に困難だからである。われわれも足下ご用心、というわけである。

（法学部教授）

